

藤沢市防災井戸の指定に関する要綱

制定 平成23年 4月 1日
最終改正 令和 4年 8月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により水道が長期の断水状態になった場合に備え、市民の生活用水の供給源を確保、維持するため、市内に存する井戸を防災井戸として指定すること及び指定を受けた防災井戸の所有者等に対して当該井戸に係る揚水用のポンプ（手動式ポンプ又は手動式と電動式の併用型ポンプに限る。以下「揚水用ポンプ」という。）の新規設置、取り替え又は手動式ポンプの修繕（以下「設置等」という。）に要する費用の一部に対し、予算の範囲内において補助金等を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災井戸 災害時において、洗濯及びトイレの洗浄等、市民の生活用水（非飲用）を供給するための井戸をいう。
- (2) 所有者等 防災井戸の所有権又は防災井戸を使用する権利を有する者をいう。
- (3) 自主防災組織等 藤沢市自主防災組織育成事業実施要綱（昭和61年藤沢市告示第76号）第2条に規定する自主防災組織及び当該自主防災組織の結成されていない地域における自治会、町内会等の自治組織をいう。

(指定要件)

第3条 市長は、次に掲げる要件を備える井戸を防災井戸として指定するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 現在、所有者等が使用しており、今後も引き続き井戸として使用するものであること。
- (3) 災害時に付近の住民等に井戸水の提供ができる井戸であること。

(防災井戸の指定手続等)

第4条 自主防災組織等の代表者は、その区域内に存する井戸について防災井戸としての指定を受けようとするときは、当該井戸の所有者等の同意を得たうえ、防災井戸指定申請書（自主防災組織等用）（第1号様式）を市長に提出しなければならない。また、自主防災組織の代表者が申請をするときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 自主防災会規約の写し
- (2) その他市長が必要であると認めるもの

2 自主防災組織等が結成されていない区域に存する井戸について防災井戸として

の指定を受けようとするときは、当該井戸の所有者等は、防災井戸指定申請書（所有者等用）（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項に規定する申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を防災井戸指定決定通知書（第3号様式）により当該申請者及び当該井戸の所有者等に通知するものとする。

（防災井戸の所有者等の協力）

第5条 市長は、前条第3項の規定により防災井戸の指定を受けた井戸の所有者等に対し、次に掲げる事項の協力を求めるものとする。

- (1) 当該防災井戸を常時良好な状態で維持管理し、災害が発生したときは、当該防災井戸を市民の生活用水を供給するための水源として提供すること。
- (2) 「藤沢市指定防災井戸」の看板を門・扉・塀等、近隣から見える場所へ表示すること。
- (3) 防災関係資料（防災マップ等）へ防災井戸に関する情報を掲載すること。
- (4) その他市長が必要であると認めること。

（指定情報の管理）

第6条 市長は、藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）に基づき、防災井戸に関する内容を適切に管理しなければならない。

- 2 市長は、防災井戸に関する現状把握に努め、防災井戸に関する情報を定期的に更新するものとする。

（指定事項の変更手続き）

第7条 防災井戸の所有者等は、当該防災井戸に係る申請事項について変更が生じた場合は、防災井戸指定申請事項変更届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（防災井戸の指定解除手続き等）

第8条 自主防災組織等の代表者は、その区域内に存する防災井戸について、防災井戸としての機能を失ったと認めたとき、又は機能を失うことが明らかであると認めたときは、防災井戸指定解除申請書（自主防災組織等用）（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 自主防災組織等が結成されていない区域に存する防災井戸について、前項に規定する要件に該当するときは、当該井戸の所有者等は、防災井戸指定解除申請書（所有者等用）（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、次に掲げる場合は、防災井戸としての指定を解除するものとする。

- (1) 前2項に規定する申請書が提出された場合
- (2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなった場合
- (3) 市長が、防災井戸として適当でないと認めた場合

- 4 前項の場合においては、防災井戸指定解除通知書（第7号様式）により、自主防災組織等の代表者及び所有者等に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）は、指定を受けた防災井

戸に係る揚水用ポンプの設置等を対象とする。

2 補助金は、その申請する時点において、既に防災井戸として指定を受けており、かつ、揚水用ポンプの設置等に着手していない場合に交付する。

3 補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた日から10年を経過する日までの間は、当該防災井戸について再び補助金の交付を受けることができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(補助金の額)

第10条 補助金の額は、指定を受けた防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等に要する費用の2分の1以内とし、50,000円を上限とする。

2 前項の補助金の額を算定する場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請手続等)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、防災井戸補助金交付申請書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前条第1項に規定する費用に係る見積書の写し

(2) その他市長が必要であると認める書類

2 防災井戸補助金の申請に係る受付期間は、原則として4月1日(当日が、閉庁日の場合は、翌開庁日)から翌年1月31日(当日が、閉庁日の場合は、直前の開庁日)までとする。ただし、市長が受付期間の延長を認めるときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その旨を防災井戸補助金交付等決定通知書(第9号様式)により当該申請者に通知するものとする。なお、市長は、審査過程において第1項に規定されている書類の原本の提示を申請者に求めることができる。

(交付申請内容の変更)

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請を行った内容について変更しようとするときは、防災井戸補助金交付申請内容変更承認申請書(第10号様式)に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に申請書の提出の必要がないと認める場合は、省略することができる。

2 市長は、前項に規定する変更承認の申請があったときは、その内容を審査してその適否を決定し、その結果を防災井戸補助金交付申請内容変更承認通知書(第11号様式)により、申請者に通知するものとする。

(完了検査)

第13条 交付決定者は、防災井戸に係る揚水用ポンプの設置等が完了したときは、速やかに防災井戸設備設置等完了届出書(第12号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市長の検査を受けなければならない。

(1) 揚水用ポンプの設置等の工事に係る領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が提出することを指示した書類

(補助金の交付手続)

第14条 交付決定者は、前条に規定する検査が終了したときは、当該補助金に係る請求書を交付が決定された日の属する会計年度の2月28日(当日が、閉庁日の場合は、直前の開庁日)までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出期間の延長を認めるときは、この限りではない。

(申請の取下げ)

第15条 交付決定者が、やむを得ない事情により当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに防災井戸補助金交付申請取下書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 前条に規定する申請の取下げに係る書類の提出があった場合
- (2) 補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付決定を取り消したときは、防災井戸補助金交付決定取消通知書(第14号様式)により、申請者へ通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市防災井戸の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市防災井戸の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の藤沢市防災井戸の指定に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請及び届出について適用し、同日前の申請及び届出については、従前の例による。